

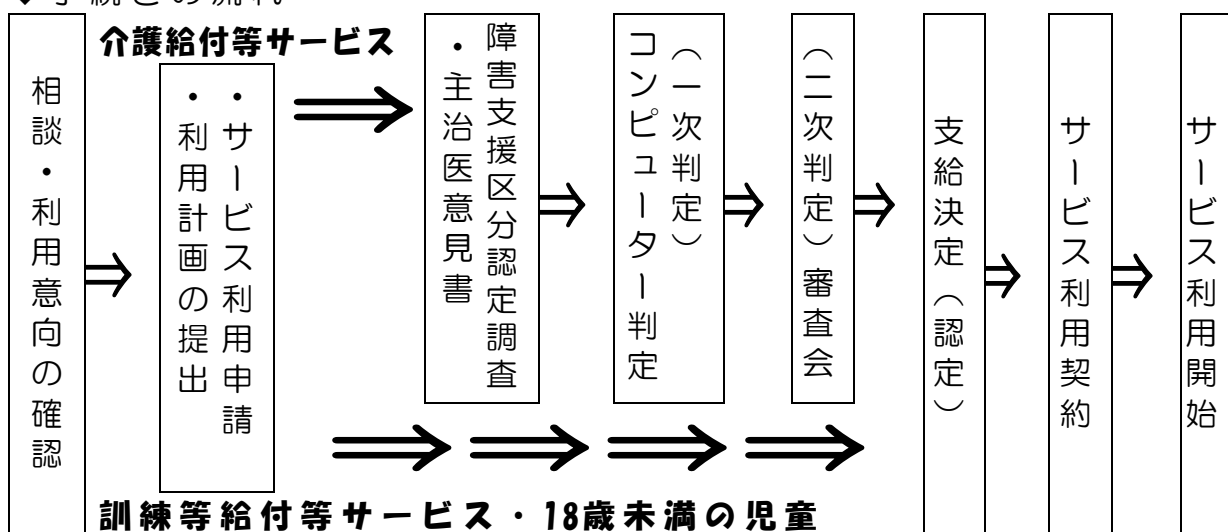
4 福祉サービス

(1) 障害福祉サービス

障害のある方が、自立支援を目的にサービスを選択し、利用する制度です。

- ◆対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者（361疾病）サービスの必要な方
 ※介護保険サービス給付対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

◆手続きの流れ



- ◆利用者負担 原則として利用したサービス費用の1割と、施設等を利用している方は、食費や光熱水費などの実費を負担していただきますが、所得の低い方等には、さまざまな軽減措置があります。

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

一般社団法人スマイリーデイズ

放課後等デイサービス



みらいっ子

営業時間/平日 10時30分～17時
 土・長期休暇 10時30分～17時
 寿町 8-23

日中一時支援



赤いリボン

営業時間/平日 10時30分～18時
 土・長期休暇 10時30分～16時
 寿町 8-23

代表 TEL0463-65-1212 FAX0463-68-1022

◆ 障害福祉サービス等一覧

サービスの種類		内 容	
介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	その他	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	通所・日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援			一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）			一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援			一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
居住系		共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
		自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成をサポートします。相談による不安解消、サービス利用のアドバイス、事業者との連絡調整を行います。	
所障給付児童費通	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	

(2) 日中一時支援事業（日中預かり事業）

介護者等の一時的な休息と障害者の日中活動の場の提供を行います。

- ◆対象者
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、もしくは難病患者
 - イ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方
 - ウ 高次脳機能障害等の診断を受けた方で一時的に見守り等の支援が必要であり、サービスの必要性が認められる方
- ◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。利用計画の聞き取りを行い、必要性を勘案し、支給決定を行います。支給決定後、市へ登録している事業者と契約し、サービスを利用します。
- ◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。
- ◆窓 〇 障害福祉課（82-7616）

(3) 移動支援事業（ガイドヘルパー）

外出が困難な方に対して移動の支援を行います。

- ◆対象者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている全身性障害児・者
 - イ 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ウ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方
 - エ 高次脳機能障害等の診断を受けた方で単独での外出が困難であり、サービスの必要性が認められる方
- ◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。支給決定後、市へ登録している事業者と契約し、サービスを利用します。
- ◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。
- ◆窓 〇 障害福祉課（82-7616）

一般社団法人スマイリーデイズ

放課後等デイサービス



みらいっ子

営業時間/平日 10時30分～17時
土・長期休暇 10時30分～17時
寿町 8-23

代表 TEL0463-65-1212 FAX0463-68-1022

日中一時支援



赤いリボン

営業時間/平日 10時30分～18時
土・長期休暇 10時30分～16時
寿町 8-23

(4) 訪問入浴事業

家庭や施設での入浴が困難な方に、保清や介護者の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。

※介護保険サービス給付対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

- ◆対象者 重度の身体障害児・者または難病患者のうち、家庭に備えつけの風呂では入浴が困難な方で、医師から入浴が可能であると認められた方
- ◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。
利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。
支給決定後、市へ登録している事業者と契約し、サービスを利用します。
- ◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。
- ◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(5) 地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）

創作活動や社会参加の機会の提供等を行います。

ア ぱれっと・はだの（秦野市地域生活支援センター）

- ◆対象者 原則、秦野市に住民票のある精神障害者等（※）
※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院）を受けている方、その他診断書等で確認ができる方
- ◆内 容
 - ◎ フリースペース（創作活動、ゲーム、お茶会、朗読会、園芸活動、ヨガ教室、健康相談、外出、その季節に応じたイベント等のプログラムも実施しています。）
 - ◎ ピア相談会（所定の学習会に参加したピアサポーターたちが、自身の経験を活かし同じ悩みを持つ方や家族の相談を受け付けます。）
- ◆利用できる日
 - ◎ フリースペース 月曜～土曜（※年末年始・祝日を除く）
13:00～17:30
 - ◎ ピア相談会 毎月第3火曜日（※祝日を除く）
13:30及び14:30からの各50分 （要事前予約）
- ◆手続き フリースペースの利用は、見学の後、ぱれっと・はだので利用者登録をしてください。また、利用については、精神科の主治医に参加の許可を得てください。

◆利用者負担 無料（※プログラム内容によって、食材費等の自己負担がある場合もあります。）

◆窓 口 ぱれっと・はだの（80-3294）月曜～土曜 9:30～17:30

イ 地域活動支援センターひまわり

◆対象者 ア 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
イ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方

◆内 容 作業訓練、創作活動、余暇活動等

◆手続き サービスを受けるには、事前に担当へ申請をしてください。
利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。
支給決定後、市へ登録している事業者と契約しサービスを利用します。

◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(6) 手話通訳者等の派遣

聴覚障害者等が、社会生活上、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

◆窓 口 障害福祉課（電話82-7616 ファクス82-8020）

一般社団法人スマイリーデイズ

放課後等デイサービス



みらいっ子

営業時間/平日 10時30分～17時
土・長期休暇 10時30分～17時
寿町 8-23

日中一時支援



赤いリボン

営業時間/平日 10時30分～18時
土・長期休暇 10時30分～16時
寿町 8-23

代表 TEL0463-65-1212 FAX0463-68-1022

(7) 秦野市障害者給食サービス

秦野市内に居住し、日常の食生活に支障がある在宅障害者に定期的に食事を配達し、安否の確認を行います。まずは窓口にご相談ください。

- ◆対象者 ア 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- イ 精神障害を支給の要件とする年金の給付を現に受けている方
- ウ 日常生活を営むのに支障がある重度の身体障害児者及び知的障害児者

◆配達回数 最大週4回（夕食のみ）

◆自己負担額 400円／1食

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(8) ふれ愛サービス・ハートフルサービス

介護保険や障害ヘルパーの対象外の人や、産後1年以内の人などに食事作りや居宅の清掃などの家事援助サービスを行います。

◆対象者 高齢、障害、疾病の方、産後（1年以内）の方

◆利用料 社会福祉協議会に問い合わせをお願いします。

◆窓 口 社会福祉協議会（84-7711）